

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525, 06-6967-0981）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令（有害物質使用特定施設等に係る構造基準を遵守していない場合）
概要	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第13条の3
処分基準	<p>有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守していないと認めるとき。</p> <p>有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準とは、水質汚濁防止法施行規則第8条の3から第8条の7までに定める基準で別紙のとおり。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	